

与教第150号  
令和2年4月13日

与那国町立各幼稚園長  
与那国町立各小・中学校長 殿

与那国町教育委員会  
教育長 田原 伊明  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関連する対応について【第6報】(依頼)

みだしのことに関連して、4月13日に石垣市で感染者が2名確認されました。感染経路等は現在調査中ですが、新学期の開始及び臨時休校(園)について下記のとおり行います。  
つきましては、各園、各小・中学校での対応をよろしくお願いします。

記

- 1 始業式、入学(園)式は、予定通り行う。ただし、参加者は必要最小限の人数にとどめる。  
※ 4/15~17給食有り
  - (1) 中学校: 始業式(4月15日)、入学式(4月15日)
  - (2) 小学校: 始業式(4月15日)、入学式(4月16日)
  - (3) 幼稚園: 始業式(4月16日)、入園式(4月17日)
- 2 4月20日から5月6日まで臨時休校(園)とする。  
(状況によっては、更に延びる可能性がある。)
- 3 臨時休校(園)中の対応
  - (1) 幼児・児童・生徒、教職員は不要不急の外出を控える。
  - (2) 部活動、スポーツ少年団等の活動は行わない。
  - (3) 発熱、咳、倦怠感等の風邪症状がみられたら自宅で休養する。また、次の症状がある場合は、次の①、②を目安に八重山保健所(82-4891)に相談する。  
※新型コロナウイルス感染症に対する一般的な問い合わせは、県の相談コールセンター(098-866-2129)で回答しています。
    - ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)
    - ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。  
(基礎疾患がある場合は、上の状態が2日以上続く場合)

(4) 原則休校(園)であるが、どうしても家庭で子供をみるできない場合は、次の条件において園での居場所確保、小学校での自主学習を認める(中学生は該当しない)。

- ① 幼児・児童及び同居する家族が、2週間以内に八重山郡外へ渡航していないこと。
- ② 幼児・児童及び同居する家族が、八重山郡外へ渡航していても、帰島後2週間を経過していること。
- ③ 時間は8:30~12:00とし、給食(牛乳)は提供しないこと。
- ④ 受け入れ申込書を幼稚園、または小学校へ提出すること。  
(受け入れ申込書は各園、各小学校へ配布)

(5) 家庭学習については、指導計画等を踏まえながら課し、その学習状況や成果を学習評価に反映する。 ※ 令和2年4月10日付け【教義第57号】参照

4 やむを得ず八重山郡外へ渡航した幼児・児童・生徒及び教職員への対応

- (1) 帰島後2週間は、登校(園)及び出勤をせず、自宅待機とする(出席停止扱い)。
- (2) 同居する家族が郡外へ渡航した場合も、同様の対応とする。
- (3) 校(園)長は、幼児・児童・生徒の保護者及び教職員へ周知徹底を図るとともに、該当者の氏名、日数等を教育委員会へ報告する。

5 やむを得ず八重山郡内(石垣島等)へ渡航した幼児・児童・生徒及び教職員への対応

- (1) 帰島後2週間は、健康観察特定対象者として、従来通りの「登校(園)前、帰宅後の検温」に加え、日中の検温を必ず行う、マスクを着用するなど、健康状態の確認徹底を図る。
- (2) 同居する家族が郡内へ渡航した場合も、同様の対応とする。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課  
教育課長 磯部 大輔

TEL : 0980-87-2002 FAX : 0980-87-2074

E-mail : [kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp](mailto:kyouiku-kachou@town.yonaguni.okinawa.jp)